



島根県報

平成23年1月28日（金）

第2,260号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項（中 小 企 業 課） 2
の変更の届出

公有水面埋立ての免許（港 湾 空 港 課） 3

【公 告】

特定漁港漁場整備事業計画の変更案の公表（漁港漁場整備課） 4

河川法の規定による簡易代執行の実施（河 川 課） 4

告 示**島根県告示第58号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成23年 1月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要**(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地**

丸合玉湯店 松江市玉湯町湯町74 外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社三幸 代表取締役 梅林哲朗 鳥取県米子市東福原6丁目12番40号

(3) 変更しようとする事項**ア 駐車場の収容台数**

（変更前）169台

（変更後）140台

イ 駐輪場の位置**ウ 駐車場の自動車の出入口の位置****エ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻**

（変更前）午前10時

（変更後）午前9時

オ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前10時から午後10時まで

（変更後）午前8時30分から午後10時30分まで

(4) 変更する年月日

ア、イ及びウの変更 平成22年 4月28日

エ及びオの変更 平成23年 1月18日

2 届出年月日

平成23年 1月17日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業経済部商工課（松江市末次町86番地）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等**(1) 意見書の提出先**

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第59号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立てを免許したので、同法第11条の規定により告示する。

平成23年 1月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 免許年月日

平成23年 1月21日

2 免許受人

島根県 代表者 島根県知事 溝口善兵衛

3 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

島根県隠岐郡西ノ島町大字別府3番5及び大字美田4386番3の地先公有水面

イ 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び1の地点と16の地点とを結んだ線により囲まれた区域

1の地点 国土地理院四等三角点別府（北緯36度06分58.186秒、東経133度02分06.3905秒）から145度31分23秒、979.20メートルの地点

2の地点 1の地点から165度40分36秒、15.00メートルの地点

3の地点 2の地点から255度40分36秒、3.34メートルの地点

4の地点 3の地点から165度40分36秒、13.77メートルの地点

5の地点 4の地点から75度40分36秒、3.34メートルの地点

6の地点 5の地点から165度40分36秒、6.96メートルの地点

7の地点 6の地点から188度42分48秒、1.00メートルの地点

8の地点 7の地点から278度42分48秒、3.34メートルの地点

9の地点 8の地点から188度42分48秒、40.28メートルの地点

10の地点 9の地点から98度42分48秒、3.34メートルの地点

11の地点 10の地点から188度42分48秒、1.65メートルの地点

12の地点 11の地点から279度00分13秒、30.22メートルの地点

13の地点 12の地点から9度30分07秒、27.04メートルの地点

14の地点 13の地点から330度16分10秒、24.15メートルの地点

15の地点 14の地点から75度37分58秒、10.04メートルの地点

16の地点 15の地点から345度21分24秒、15.04メートルの地点

ウ 面積

2,141.31平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

島根県隠岐郡西ノ島町大字別府3番5及び大字美田4386番3の地内並びに地先公有水面

イ 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びAの地点とJの地点とを結んだ線により囲まれた区域

Aの地点 国土地理院四等三角点別府（北緯36度06分58.186秒、東経133度02分06.3905秒）から142度45分19秒、994.60メートルの地点

Bの地点 Aの地点から165度40分36秒、49.12メートルの地点

Cの地点 Bの地点から188度42分48秒、76.04メートルの地点

Dの地点 Cの地点から278度22分43秒、50.00メートルの地点

Eの地点 Dの地点から8度46分10秒、20.19メートルの地点

Fの地点 Eの地点から279度02分47秒、32.08メートルの地点

Gの地点 Fの地点から9度14分56秒、29.02メートルの地点

Hの地点 Gの地点から331度00分09秒、27.43メートルの地点

Iの地点 Hの地点から77度17分30秒、9.62メートルの地点

Jの地点 Iの地点から345度15分45秒、15.08メートルの地点

ウ 面積

8,433.85平方メートル

4 埋立地の用途

ふ頭用地、道路用地

公 告

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第10項の規定により特定漁港漁場整備事業計画を変更しようとするので、同条第11項において準用する同条第4項の規定により次のとおり公告し、当該事業計画の変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該事業計画の変更案に意見のある者は、縦覧の期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成23年1月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 漁港漁場整備法第17条第11項において準用する同条第4項の規定により縦覧に供すべき書類の名称

五十猛地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更案

2 縦覧の期間

平成23年1月28日から平成23年2月17日まで

3 縦覧の場所

島根県農林水産部漁港漁場整備課、島根県浜田水産事務所及び大田市役所

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第1項の規定により命じようとする必要な措置について、当該措置を命ずべき者が平成23年2月28日までに当該措置を行わないときは、同条第3項の規定により河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者において当該措置を行い、これに要した費用については、同条第9項の規定により当該措置を命ずべき者の負担とするので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成23年1月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 河川名

- (1) 一級河川斐伊川水系天神川（松江市西津田二丁目及び東津田町地内）
- (2) 一級河川斐伊川水系京橋川（松江市学園南一丁目地内）

2 当該措置を命ずべき者

次に掲げる船舶等の所有者、占有者その他権原を有する者

- (1) 小浜橋から大橋川合流点の右岸に係留又は放置されている船舶 5隻
附属物一式
- (2) 希望橋に係留されている船舶 1隻
附属物一式

3 当該措置の内容

当該船舶等を河川区域外に除却すること。

4 当該措置を行うべき理由

当該船舶等の係留及び放置が河川法第24条の規定に違反しているため

5 本件に関する問合せ先

〒690-0011 松江市東津田町1741-1

松江県土整備事務所維持管理部管理第一グループ 電話 0852-32-5734